

## スエズ運河条約(附)

(スエズ海水運河の自由航行に関する条約)「コンスタントン・イェール条約」

署名 一八八八年一月二十九日(コンスタントン・イェール)

効力発生 一八八八年二月三日

日本国  
当事国 九

全能の神の御名において、

「締約国元首名略は、条約を締結することにより、スエズ海水運河の自由な使用を、全ての時にいかんがての国に対して確保するために確立した制度を確定し、もつてエジプト副王殿下の譲許を裁可したスルタン皇帝陛下の一八六六年二月二日ヒジュラ暦一八二二年一月二日付けの勅令に基づく同運河の航行に関する制度を完全なものにすることを希望して、その全権委員を次のとおり任命した。全権委員名略」

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、これが良好妥当であることを認め、次の諸条を協定した。

**第一条(航行の自由)** スエズ海水運河は、平時においても戦時においても、国旗の区別なく、全ての商船及び軍艦に対して、常に自由であり、かつ、開放され、

よつて締約国は、平時においても戦時においても、運河の自由な使用をいかなる方法によつても阻害しないことを合意する。

**第二条(運河の安全)** 締約国は、淡水運河が海水運河に欠くことのできないものであることを認め、淡水運河に関するエジプト副王殿下の万国スエズ運河会社に対する約束に留意する。同約束は、一八六三年三月一八日付けの条約中に規定され、序文及び

締約国は、当該運河及びその支線の安全を、いかなる方法によつても侵害しないことを約束する。当該運河及びその支線の機能は、いかなる妨害計画の対象にしてはならない。

**第三条(諸施設の尊重)** 締約国は、また、海水運河及び淡水運河の資材、設備、建造物並びに工作物を尊重することを約束する。

**第四条(敵対行為の禁止)** 海水運河は、この条約の第一条の規定により、自由航路として戦時における交戦国の軍艦に対して開放されるので、締約国は、オスマン帝国が交戦国の一である場合でも、運河及びその出入港並びに出入港から三海里の範囲内では、いかなる交戦国も行使せず、また、いかなる敵対行為又は運河の自由航行の妨害を目的とするいかなる行為も行わないことに同意する。

交戦国の軍艦は、運河及びその出入港内において、厳に必要なものを除くほか、補給をすることができない。交戦国の軍艦は、現行規則に従い、可及的に速やかに運河を通過しなければならず、かつ、航行上の必要に基づく場合のほかに、停止することができない。

交戦国の軍艦のボートサイド及びスエズ停泊所内の滞留は、二四時間を超えてはならない。ただし、海難の場合はこの限りではない。海難の場合でもできる限り速やかに出発しなければならぬ。一の出入港からの交戦国の船舶の出發とその敵国に属する船舶の出發との間には、常に二四時間の間隔を保たなければならない。

**第五条(戦時における軍用のための積込み、積卸し)** 戦時において、交戦国は、運河及びその出入港内で軍隊、武器又は軍用資材を積み込み又は積み卸してはならない。ただし、運河内で不時の障害が生じた場合には、出入港において、一〇〇〇人を超えない部隊に分かれた兵員を、これに伴う軍用資材とともに積み込み又は積み卸すことができる。

**第六条(捕獲された船舶の待遇)** 捕獲された船舶は、全ての点において交戦国の軍艦と同様の制度に従う。

**第七条(軍艦の滞留)** 各締約国は、運河の水域内、チムサ湖及びピタ一湖を含むに、いかなる軍艦も留めおくことができない。

ただし、ボートサイド及びスエズの出入港内には、各国とも二隻を超えない数の軍艦を留めおくことができる。

**第八条(署名国代理人の任務)** エジプトにおけるこの条約の署名国の代理人は、この条約の執行を監視する任務を有する。運河の安全又は自由な通航が脅威を受ける全ての場合には、代理

人は、その中の三人の招集により首席代理人の司会の下に、必要な検証を自らために合意する。代理人は、副王の政府が運河の保護及び自由な使用を確保するに適當な措置をとることができように、自らを知るべきで危険を同政府に通知しなければならぬ。代理人は、条約の適正な執行を確認するたがいかなる状況においても、一年に一回合会をもたなければならない。

この合会は、オスマン帝国政府がそのために任命した特別委員が議長を務める。副王の委員も、同合会に参加し、オスマン帝国の委員が出席した場合には議長を務めることができる。代理人は、特に、運河の各岸における全ての工事又は集会であつてその目的又は結果が航行の自由及び完全な安全を阻害するもの防止又は解散を求める。

**第九条(エジプト政府の責任)** エジプト政府は、スルタン陛下の勅令に基づきその権能の範囲内、かつ、この条約により規定された条件に従つて、この条約の執行を確保するために必要な措置をとる。

エジプト政府は、とり得る充分な手段をもたない場合は、オスマン帝国政府に申し出る。同政府は、この申出に応じ、ために必要な措置をとり、かつ、一八八五年三月一七日のロンドン宣言の署名国にこれを通知し、必要に応じて当該問題についてそれらの諸国と協議する。

**第四条** 第五条 第六条 第七条及び第八条の規定は、本条に基づいてとられる措置を妨げるものではない。

**第一〇条(オスマン帝国の兵力行使の権利)** 同様に、第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は、スルタン陛下及び同陛下の名においてか、その勅令の範囲内で副王殿下が、各自の兵力により、エジプトの防衛及び公の秩序の維持を確保するためにとることが必要と認められた場合には、本条によるものではない。

スルタン皇帝陛下及び副王殿下が本条に定める例外によることを必要と認められた場合には、オスマン帝国政府は、これをロンドン宣言の署名国に通知する。

同様に、前記箇条の規定は、いかなる場合にも、オスマン帝国政府がその紅海の東岸にある他の領地の防衛を自己の兵力によつて確保するために必要と考える措置をとることを妨げるものではないことが了解される。



第一条【兵力行使の制限】この条約の第九条及び第一〇条に定める場合にとられる措置は、運河の自由な使用を妨げてはならない。この場合、第八条の規定に反する恒久的要塞の建設は禁止される。

第二条【特権の禁止】締約国は、この条約の基礎の一を構成する運河の自由な使用に関する平等原則の適用により、運河に関して将来締結されることがある国際協定において領土上若しくは商業上の利益又は特権を求めないことに同意する。もとより、領有国としてのトルコの権利は留保される。

第三条【エジプト副王の権利】この条約の条項に明確に定める義務を除いて、スルタン皇帝陛下の主権並びに同陛下の勅令に基づく副王殿下の権利及び特権は、何ら影響を受けない。

第四条【存続期間】締約国は、この条約に基づく約束が万国スエズ運河会社讓許令の存続期間によって制限されないことに同意する。

第五条【衛生措置】この条約の規定は、エジプトにおいて行われている衛生上の措置を妨げるものではない。

第六条【加入】締約国は、この条約に署名しなかつた諸国にこの条約について通知し、その加入を勧誘することを約束する。

第七条【批准】この条約は、批准に付される。批准書は、一箇月以内に又は可能であればより速やかに、コンスタンティノブルにおいて交換しなければならない。

